

特別支援教育就学奨励費負担金等 に係る事務処理資料 (令和6年度版)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

はじめに

この資料は、特別支援教育就学奨励費負担金（以下「負担金」という。）、特別支援教育就学奨励費補助金（以下「補助金」という。）及び特別支援教育就学奨励費交付金（以下「交付金」という。）の事務処理の参考となるよう必要な事項をとりまとめたものである。

なお、負担金、補助金及び交付金（以下「負担金等」という。）の取扱いについては、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」（昭和 29 年政令第 157 号。以下「令」という。）、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則」（昭和 29 年文部省令第 20 号。以下「規則」という。）、「特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（以下「要保護要綱」という。）、令和 6 年 5 月 28 日付け 6 文科初第 509 号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領」（以下「算定・測定要領」という。）の定めるところにより、本資料の内容を参考とし、実施していただきたい。

I 交付の目的

負担金等は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校又は小学校若しくは中学校へ就学する児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、国がその経費の一部を負担、補助又は交付することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としている。

II 国の負担等

1. 負担金

国は、都道府県が公・私・公立大学法人立の特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対して行う就学奨励事業について、その経費の 2 分の 1 を負担する。

2. 補助金

国は、予算の範囲内において、都道府県及び市町村の行う特別支援学校、小学校及び中学校への就学奨励事業について、次の区分により、その経費の 2 分の 1 の額を補助する。

- (1) 公・私・公立大学法人立特別支援学校へ就学する児童等の保護者等、都道府県が設置する小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者等に対して都道府県の行う就学奨励事業（負担金の対象経費を除く）
- (2) 公私立等小学校若しくは中学校へ就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者等に対して市町村の行う就学奨励事業

3. 交付金

国は、予算の範囲内において、国立大学法人が設置する国立大学に附属する学校である（以下「附属」という。）特別支援学校へ就学する児童等の保護者等又は小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者等に対して、就学奨励事業を行う。

Ⅲ 負担事業等の内容

1. 負担金等の対象となる経費

(1) 負担金、補助金及び交付金の対象となる経費は、次のとおりである。

特別支援教育就学奨励費負担割合一覧

区分	特別支援学校															小・中学校								
	幼稚園部			小学部			中学部			高等部						特別支援学級			通常の学級(令22条の3)					
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	本科・別科			専攻科			I	II	III	I	II	III			
教科用図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	-	-	-	-	-	-			
学校給食費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	1/2	-	1/2			
交 費	通 学 費	本人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2		
		付添人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-	
	通 費	本人	1~3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	
		4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	-	-		
	省 費	付添人経費	1~3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	-	-
		4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	-	-		
	職場実習費(交通費)	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-	(中学校)10/10	(中学校)1/2	(中学校)10/10	(中学校)1/2	
	交流及び共同学習費	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-	10/10	1/2	10/10	1/2	
	寄 宿 舎 居 住 に 関 する 経 費	寝具購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	-	-	-	
		日用品等購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	
食費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
学 校 行 旅 費	修 学 旅 行 費	本人経費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2	
		付添人経費	-	-	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	-	-	-	-	-	-	
	校 外 活 動 等 参 加 費	本人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	
		付添人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	(肢重)10/10	(肢重)1/2	-	-	-	-	-	-	-	
職場実習宿泊費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-			
学 用 品 購 入 費	学用品・通学用品購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(ICT)10/10	(ICT)10/10	(ICT)10/10	-	-	-	1/2	-	1/2		
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-	1/2	-	1/2		
オンライン学習通信費	-	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	(支弁区分I)1/2	-	(支弁区分I)1/2			

- ※ 1 網掛け()の欄は、負担金分を示し、その他の欄は、補助金分を示す。交付金分は、負担金分と補助金分を合わせた分である。
- 2 表中「令22条の3」は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒が対象である。
- 3 表中「I」、「II」及び「III」は、保護者の経済的負担能力による区分である。
- 4 表中「肢」は、肢体不自由の児童・生徒、「重」は、重度・重複障害を有する児童・生徒である。
- 5 交通費の付添人経費で「付添中」は、幼児、児童又は生徒に付添っている場合であり、「付添いのため」は、幼児、児童又は生徒送迎のため保護者が単独で往復する場合である。
- 6 特別支援学級の交通費のうち職場実習費については、中学校が対象である。
- 7 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費(加算分)である。

特別支援教育就学奨励費支給対象経費の支給開始年度一覧

経費区分	学校種別 (部別)		特 別 支 援 学 校					特 別 支 援 学 級		通常の学級 (令22条の3該当)		
			幼稚部	小学部	中学部	高 等 部		小学校	中学校	小学校	中学校	
	本・別科	専攻科										
教科用図書購入費						31	39					
学校給食費			40	29	29	33	43	46	46	H25	H25	
交 通 費	通学費	本人経費	38	29	29	34	44	46	46	H25	H25	
		付添人経費	38	1～3年 30 4～6年 44(肢) 48(重)	44(肢) 49(重)	56 (肢)(重)	56 (肢)(重)					
	帰省費	本人経費	38	29	29	34	44					
		付添人経費	38	30	30	56 (肢)(重)	56 (肢)(重)					
	職場実習費(交通費)					60	45	45		60		H25
	交流及び共同学習費			H6	61	62	H元		H6	H6	H25	H25
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		38	29	29	35						
	日用品等購入費		38	29	29	35	41					
	食費		38	30	30	36	41					
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費		35	35	37		46	46	H25	H25	
		付添人経費		51 (肢)(重)	51 (肢)(重)	H3 (肢)(重)						
	校外活動等参加費	本人経費	45	44	44	51		46	46	H25	H25	
		付添人経費	H7	1～3年 H7 4～6年 H7 (肢)(重)	H7 (肢)(重)	H7 (肢)(重)						
職場実習宿泊費					H8	H8						
学 購 入 品 費	学用品・通学用品購入費		45	36	36	42		46	46	H25	H25	
	新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費			50	50	H5		50	50	H25	H25	
オンライン学習通信費				R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	

- (注) 1 数字のある欄は、各部ごとの支給対象となる経費を示し、数字は、初めて支給された年度を示す。
 2 色塗りの欄は、法律負担経費を示し、その他の数字の入った欄は、予算補助経費を示す。
 3 小学部4年から高等部に係る通学生の付添人の交通費(小1～小3までは全員支給)は、肢体不自由及び重度・重複障害を有する児童生徒の通学付添人についての経費である。
 4 高等部についての帰省付添人の交通費は、肢体不自由の生徒及び重度・重複障害を有する生徒の付添人についての経費である。
 5 修学旅行の付添費は、特別支援学校の小・中・高等部(本科・別科)の肢体不自由及び重度・重複障害を有する児童生徒の付添人についての経費である。
 6 表中「通常の学級(令22条の3該当)」は、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当)の保護者が対象である。

特別支援教育就学奨励費負担金国庫補助対象限度額等一覧

●特別支援教育就学奨励費負担金

特別支援学校分

(単位：円)

区 分	教科用 図 書 購 入 費	学校給食費	交 通 費				寄宿舎居住に伴う経費		
			通 学 費		帰 省 費		寝具購入費	日用品等 購 入 費	食 費
			本 人	付 添 人	本 人	付 添 人			
小 学 部	I	—	実費	実費 (1～3年付添中)	実費 (1～3回)	実費 (1～3回付添中)	5,510 (注1)	141,560 (注1)	148,850 (注1)
	II	—	実費の1/2	実費の1/2 (1～3年付添中)	実費の1/2 (1～3回)	実費の1/2 (1～3回付添中)	2,755 (注1)	70,780 (注1)	74,425 (注1)
	III	—	—	実費の1/2 (1～3年付添中)	実費の1/2 (1～3回)	実費の1/2 (1～3回付添中)	—	—	—
中 学 部	I	—	実費	—	実費 (1～3回)	実費 (1～3回付添中)	5,510 (注1)	141,560 (注1)	148,850 (注1)
	II	—	実費の1/2	—	実費の1/2 (1～3回)	実費の1/2 (1～3回付添中)	2,755 (注1)	70,780 (注1)	74,425 (注1)
	III	—	—	実費の1/2	—	実費の1/2 (1～3回)	実費の1/2 (1～3回付添中)	—	—
高 等 部 (本・別)	I	実費	実費	—	実費 (1～3回)	—	5,510 (注1)	141,560 (注1)	139,750 (注1)
	II	実費	実費の1/2	—	実費の1/2 (1～3回)	—	2,755 (注1)	70,780 (注1)	69,875 (注1)
	III	実費	—	—	—	—	—	—	—

区 分	修学旅行費		学用品購入費	
	本 人		学用品・通学用品購入費	拡大教材費 (学用品・通学用品購入費加算分)
小 学 部	I	21,580 (注1)	11,640 (注1)	1冊当たり10,500円 (注5により算定した額)
	II	10,790 (注1)	5,820 (注1)	1冊当たり5,250円 (注5により算定した額の1/2)
	III	—	—	—
中 学 部	I	57,720 (注1)	22,740 (注1)	1冊当たり10,500円 (注5により算定した額)
	II	28,860 (注1)	11,370 (注1)	1冊当たり5,250円 (注5により算定した額の1/2)
	III	—	—	—
高 等 部 (本・別)	I	107,810 (注1)	—	—
	II	53,905 (注1)	—	—
	III	—	—	—

- 注 1 国庫補助対象限度額については、レシート等での実費確認による算定のほか、事業の実施主体である自治体等が各地域や学校の保護者負担の実情等を踏まえ、通常必要とする学用品の購入費等について整理し、定額支給を行った場合も含まれる。
- 2 小学部の通学費付添人経費は、1年から3年の児童の通学付添人の通学付添中の交通費である。
- 3 帰省費の本人経費は、年間3回以内帰省する場合の交通費である。
- 4 帰省費の付添人経費は、児童・生徒が年間3回以内帰省する場合の付添人の付添中の交通費である。
- 5 拡大教材費(学用品・通学用品購入費加算分)は、拡大教材のページ数(表紙を除く)×1ページ当たり単価(限度額42円)により算定する。ただし、1冊当たり10,500円を限度とする。

特別支援教育就学奨励費負担金国庫補助対象限度額等一覧

●特別支援教育就学奨励費補助金

特別支援学校分

(単位：円)

区分	教科用書費 購入費	学校給食費	交 通 費				職場実習費	交流及び 共同学習費	寝具購入費	寄宿舎居住に伴う経費	
			本人	付添人	本人	付添人				日用品等 購入費	食費
幼稚部	I	実費	実費	実費	実費	—	—	5,510 (注1)	141,560 (注1)	156,210 (注1)	
	II	実費の1/2	実費	実費	実費	—	—	2,755 (注1)	70,780 (注1)	73,405 (注1)	
	III	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小学部	I	—	—	— (1~3年付添中) 実費(1~3年付添のため) 実費(4~6年肢重)	— (1~3回) 実費(4~39回)	— (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	II	—	実費の1/2	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3年付添のため) 実費(4~6年肢重)	実費の1/2 (1~3回) 実費(4~39回)	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	III	—	実費の1/2	実費の1/2 (1~3年付添中) 実費(1~3年付添のため) 実費(4~6年肢重)	実費の1/2 (1~3回) 実費(4~39回)	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
中学部	I	—	—	— (1~3回) 実費(4~39回)	— (1~3回) 実費(4~39回)	— (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	II	—	実費の1/2	実費(肢重)	実費の1/2 (1~3回) 実費(4~39回)	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	III	—	実費の1/2	実費(肢重)	実費の1/2 (1~3回) 実費(4~39回)	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
高等部 (本・別)	I	—	—	— (1~3回) 実費(4~39回)	— (1~3回) 実費(4~39回)	— (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	II	—	実費の1/2	実費(肢重)	実費の1/2 (1~3回) 実費(4~39回)	実費の1/2 (1~3回付添中) 実費(1~3回付添のため) 実費(4~39回)	—	—	—	—	
	III	—	実費	実費(肢重)	実費(1~39回)	実費(肢重1~39回)	—	—	—	—	
高等部 (専)	I	実費 (注1,2)	実費	実費(肢重)	実費(1~39回)	実費(肢重1~39回)	—	—	141,560 (注1)	139,750 (注1)	
	II	実費 (注1,2)	実費の1/2	実費の1/2	実費の1/2 (1~39回)	実費の1/2 (肢重1~39回)	—	—	70,780 (注1)	69,875 (注1)	
	III	実費 (注1,2)	—	—	—	—	—	—	—	—	

区分	修学旅行費 付添人	修学旅行費		職場実習 宿泊費	学用品購入費			オンライン学習通信費	
		本人	付添人		学用品・通学用品購入費	新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費	音声教材費(学用品・通 学用品購入費加算分)		ICT機器購入費(学用品・通 学用品購入費)
幼稚部	I	1,600 (注1)	2,390 (注1)	—	8,680 (注1)	—	—	—	
	II	800 (注1)	1,195 (注1)	—	4,340 (注1)	—	—	—	
	III	—	—	—	—	—	—	—	
小学部	I	33,730 (肢重) (注1)	27,870 (1~3年) (4~6年肢重) (注1)	—	—	51,110 (注1)	—	14,000 (注1)	
	II	16,865 (肢重) (注1)	13,935 (1~3年) (4~6年肢重) (注1)	—	—	25,555 (注1)	—	—	
	III	—	—	—	—	—	—	—	
中学部	I	82,850 (肢重) (注1)	36,980 (肢重) (注1)	—	—	60,980 (注1)	—	14,000 (注1)	
	II	41,425 (肢重) (注1)	18,490 (肢重) (注1)	—	—	30,490 (注1)	—	—	
	III	—	—	—	—	—	—	—	
高等部 (本・別)	I	155,760 (肢重) (注1)	37,220 (肢重) (注1)	7,520 (注1)	32,270 (注1)	60,980 (注1)	1科目当たり19,170円 (注1により算定した額)	50,930 (注1)	14,000 (注1)
	II	77,880 (肢重) (注1)	18,610 (肢重) (注1)	3,760 (注1)	16,135 (注1)	30,490 (注1)	1科目当たり9,585円 (注1により算定した額 の1/2)	50,930 (注1)	—
	III	—	—	—	—	—	—	50,930 (注1)	—
高等部 (専)	I	—	—	7,520 (注1)	—	—	—	—	14,000 (注1)
	II	—	—	3,760 (注1)	—	—	—	—	—
	III	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1 国庫補助対象限度額については、レシート等での実費確認による算定のほか、事業の実施主体である自治体等が各地域や学校の保護者負担の実情等を踏まえ、通常必要とする学用品の購入費等について整理し、定額支給を行った場合も含まれる。

- 2 通学費の付添人経費は、通学付添中の交通費(負担金対象経費)を除いた額とする。
- 3 帰省費の本人経費は、年間39回以内の交通費から3回の交通費(負担金対象経費)を除いた額とする。
- 4 幼稚部、高等部の帰省費付添人経費は、年間39回以内帰省する場合の付添いのための交通費である。
- 5 小学部、中学部の帰省費付添人経費は、年間39回以内帰省する場合の付添いのための交通費から年間3回の付添中の交通費(負担金対象経費)を除いた額である。
- 6 小学部4年から高等部に係る通学費付添人経費の範囲は、肢体不自由児及びその他の重度・重複障害児の通学付添人とする。
- 7 高等部の帰省費付添人経費の範囲は、肢体不自由児及びその他の重度・重複障害児の付添人とする。
- 8 修学旅行費は、肢体不自由児及びその他の重度・重複障害児の付添人に係る経費である。
- 9 小学部4年から高等部に係る校外活動等参加費付添人経費の範囲は、肢体不自由児及びその他の重度・重複障害児の校外活動等付添人とする。
- 10 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、I区分の就学予定者のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者など特に支援を要する者への支給も補助の対象とすることができる。
- 11 音声教材費(学用品・通学用品購入費加算分)は、1科目当たり単価(限度額19,170円)により算定する。
- 12 高等学校に就学する視覚障害のある生徒で、教科用図書に代えて文字・図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書を使用する者については、その購入に係る特別に要する購入費を教科用図書購入費として補助の対象とすることができる。

V 保護者等に対する経費の支給方法等

1. 都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び文部科学大臣は、概算払により校長に交付し、校長は速やかに保護者等に支給するものとする。

なお、附属特別支援学校等において、保護者等に支給する場合、附属学校長はあらかじめ、保護者等から受領について書面により委任を受けること。

2. 保護者等に対する経費の支給は、校長が金銭をもって行わなければならない。

ただし、経費の支給を受ける保護者等が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用する恐れがある場合は、現物をもって支給することができる。(法第3条第2項及び令第4条)

なお、金銭の支給を受ける保護者等から校長等が日用品、学用品等の購入及びその金銭の受領について書類により委任を受け、日用品、学用品等を購入し、引き渡し等を行うに当たっては、購入状況等を明らかにするなど善良なる管理者の注意をもって事務処理に当たること。

また、校長は、保護者等から申し出があったときは、その者に対する経費の全部又は一部をその者名義の預金又は貯金へ振り込む方法（以下「振り込み」という。）により支給することができる。

この振り込みによる支給については、都道府県又は市町村にあっては、校長からの依頼により、都道府県又は市町村の長から振り込みにより支給することができる。

保護者等の振り込みの申し出は書面により行うものとし、書面には振り込みを希望する経費の内容、振り込みを受ける預金又は貯金の口座、その他振り込みに必要な事項を記載するものとする。

校長は、保護者等に対し経費の振り込みに当たって経費の使途の範囲を明確に示し、この経費を目的外に使用することのないよう十分に指導しなければならない。

なお、これらの手続について、番号法に基づくマイナンバー制度における公金受取口座登録制度により、給付金等の受取のための口座を登録している保護者等については、これを活用することができる。

3. 年度の中途において入学又は転学してきた児童等に対しては、速やかに支給に係る手続を行うものとする。なお、支給に当たっては、入学又は転学前における支給と重複して支給することのないよう入学又は転学前の支給状況を十分調査すること。

4. 校長は、経費の支給状況を明らかにする資料（別紙様式5又は6を参考）を備えなければならない。ただし、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が備えている場合はこの限りでない。

附 關係法令等

○教育基本法（抄）

（平成 18 年 12 月 22 日）
（法律 第 120 号）

（教育の機会均等）

- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律

（昭和 29 年 6 月 1 日）
（法律 第 144 号）
改正 平 28.5 法 47

（この法律の目的）

- 第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

（国及び都道府県の行う就学奨励）

- 第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一 教科用図書の購入費

二 学校給食費

三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費

四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

五 修学旅行費

六 学用品の購入費

- 2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、[★]政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

★ 政令—本法施行令（第一条、第二条）

（経費の支給）

第三条 前条第一項又は第四項の規定により国又は都道府県が支弁する経費は、当該児童又は生徒の就学する学校の校長に対して交付するものとする。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、★政令の定めるところにより、金銭をもって当該児童若しくは生徒又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、★★政令で定める特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

★ 政令—本法施行令（第三条）

★★ 政令—本法施行令（第四条）

（国の負担）

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

（経費に関する資料の提出）

第五条 特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

附 則（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

（昭和 29 年 6 月 22 日）
（政 令 第 1 5 7 号）
改正 平 21. 3 政令 53

（経費の範囲及び算定基準）

第一条 都道府県が、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。）第二条第一項の規定によりその全部又は一部を支弁すべき経費の範囲及びその算定基準は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 教科用図書の購入費

★
学年別に文部科学省令で定める教科ごとに各一種類の教科用図書の価額。ただし、特定の教科については、★★
文部科学省令で定めるところにより、二以上の種類の教科用図書の価額

二 学校給食費

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第十一条第二項に規定する学校給食費又は特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）第二条に規定する学校給食に要する経費で同法第五条第一項に規定する経費以外のものの額

三 通学に要する交通費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額

四 帰省に要する交通費

学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が、年間三回以内、最も経済的な通常の経路及び方法に

より帰省する場合の往復の交通費の額

五 付添人の付添に要する交通費

学校附設の寄宿舎に居住する児童又は生徒が年間三回以内帰省する場合及び小学部第一学年から第三学年までに在学する児童が通学する場合に要する付添人の最も経済的な通常の経路及び方法による付添中の交通費の額

六 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

寝具その他^{★★★}文部科学省令で定める日用品等の購入費及び^{★★★★}文部科学省令で定める範囲の食費の額

七 修学旅行費

児童又は生徒が、小学部、中学部又は高等部を通じてそれぞれ一回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額

八 学用品の購入費

児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費の額

★ 文部科学省令一本法施行規則（第一条第一項）

★★ 文部科学省令一本法施行規則（第一条第二項）

★★★ 文部科学省令一本法施行規則（第二条第三項）

★★★★ 文部科学省令一本法施行規則（第二条第一項、第二項）

（経費の支弁の基準）

第二条 都道府県が法第二条第一項の規定により支弁すべき経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一 [★]文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等（法第二条第一項に規定する「保護者等」をいう。以下同じ。）の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）が^{★★}生活保護法（昭和25年法律第144号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号まで、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の全額

二 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第二号から第八号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額並びに同条第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる経費の半額

三 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

小学部又は中学部の児童又は生徒に係る場合は、前条第三号から第五号までに掲げる経費の半額、高等部の生徒に係る場合は、同条第一号に掲げる経費の全額

★ 文部科学大臣の定め—初等中等教育局長通知（令和5年3月29日・4文科初第2761号）

★★ 生活保護法第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準—生活保護法による保護の基準

（校長が行う経費支給の方法）

第三条 法第三条第一項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを保護者等に支給しなければならない。ただし、保護者等に支給するため特別の経費を必要とすること、保護者等について次条に定める特別の事情があること等により、児童又は生徒に支給することが適当であるときは、児童又は生徒に支給することを妨げない。

第四条 法第三条第二項ただし書の政令で定める特別の事情は、経費の支給を受ける者が、支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあることとする。

附 則（抄）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和29年6月1日から適用する。

○特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則

（昭和29年7月14日）
（文部省令第20号）
改正 平19.3省令5

（令第一条第一号に規定する教科等）

第一条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）

第一条第一号本文の規定による学校の種類別及び学年別の教科は、特別支援学校の高等部の第一学年又は第二学年のうちいずれか一の学年における保健体育とする。

2 令第一条第一号ただし書に規定する学校の種類別及び学年別の特定の教科及び当該教科の教科用図書の種類は、特別支援学校の高等部の全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部にあつては、保健体育を除く各教科とする。）を履修するために必要な教科用図書とする。

（令第一条第六号に規定する食費の範囲及び日用品費）

第二条 令第一条第六号に規定する食費の範囲は、夏季、冬季、及び学年末の休業日を除く期間において、児童又は生徒に対し、学校附設の寄宿舎において通常支給する一日三回の食事に要する経費（令第一条第二号に規定する学校給食費を除く。）及び一日一回の間食に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、病気その他の特別な事情があると認められる者に対し、同項の休業日に食事又は間食を支給する場合は、これらに要する同項の経費を同項の食事の範囲に加えることができる。

3 令第一条第六号に規定する日用品等は、児童又は生徒が当該学校附設の寄宿舎居住に伴い通常必要とする洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類等とする。

附 則（抄）

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条及び第二条の規定は、昭和29年6月1日から適用する。

○学校教育法（抄）

（昭和22年3月31日）
（法律第26号）
改正 令4.6法77

第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的と

令和7年地方分権改革に関する提案募集

支障事例① 水戸高等特別支援学校の例（R6.4月学校から相談）

<生徒の状況>

- ・ 高等部3年生（17歳）。
- ・ 3月に親が亡くなり、保護者、未成年後見人がいない。
- ・ 生活保護を受給しており、生活保護費は本人の口座に入る。
- ・ グループホームで生活しており、金銭の管理はグループホームが行っている。
- ・ 市の生活保護担当者は現在の生活状況から未成年後見人を決めなくて良いと考えている。

<文科省への問い合わせ>（R6.5月メールで問い合わせ R6.7月メールで回答）

Q.

- ・ 申請者は生徒本人で良いでしょうか。
- ・ 振込先は本人の口座で良いでしょうか。

A.

「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第三条により、経費支給の方法については、児童生徒本人の口座に振込むことも可能と考えます。ただし、申請は法律にある通り、学教法上の保護者等（親権を持つ者、未成年後見人）からである必要があるため、自治体において整理をお願いします。

<結果>

生徒が未成年の間は生活保護費を用いて就学に要する経費を賄い、成年に達した後に生徒本人が申請者として就学奨励費の申請を行った。生活保護費では支給されない修学旅行に係る経費については、成年に達した後の支払であったため就学奨励費の支給対象とした。

支障事例② 大子特別支援学校の例（R6.8月学校から相談）

<生徒の状況>

- ・ 中学部1・2年生。
- ・ 父親は窃盗で逮捕され勾留。母親は父親の逮捕後に離婚し家を出た。
- ・ 親権者は父親。
- ・ 給食費やPTA会費等の就学に要する経費については、祖父が年金等で支払い。

<結果>

父親が申請者として就学奨励費の申請を行い、生徒本人の口座に支給した。